

東京都中小規模事業所省エネコンサルティング事業運営要領

(制定) 令和 5 年 4 月 1 1 日付 5 都環公地温第 326 号
(改正) 令和 6 年 4 月 9 日付 6 都環公地温第 495 号
(改正) 令和 6 年 1 0 月 2 3 日付 6 都環公地温第 4036 号
(改正) 令和 7 年 4 月 7 日付 7 都環公地温第 676 号
(改正) 令和 8 年 4 月 8 日付 8 都環公地温第 703 号

(目的)

第 1 条 本運営要領は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け、事務を執行する東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度において、東京都中小規模事業所省エネコンサルティング事業（以下「本事業」という。）の管理及び運営を円滑に図ることを目的とする。

(事業の概要)

第 2 条 本事業の概要は、次のとおりとする。

- 一 公社は、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（17 環都計第 2 2 号）に基づき登録を受けた事業者（以下「ビジネス事業者」という。）の中から本事業への参加を希望するビジネス事業者を募集する。本事業への参加を希望し登録された事業者（以下「省エネ対策サポート事業者」という。）を、公社のホームページにおいて公表する。
- 二 本事業は、都内に中小規模事業所を所有又は使用する事業者であって、省エネ対策サポート事業者による省エネコンサルティング並びに運用改善技術支援を希望する事業者（以下「対象事業者」という。）に対して実施する。
- 三 公社は、対象事業者に省エネ対策サポート事業者を選定し省エネコンサルティングを実施する。
- 四 省エネ対策サポート事業者は、対象事業者の事業所を現地調査し、対象事業者に対して事業所に応じた効果的な設備改修及び運用改善を含む事業所全体の省エネルギー対策に係る技術的な提案を行う。
- 五 公社は、対象事業者が省エネ対策サポート事業者からの継続的なサポートを希望する場合は、民間同士の契約のため関与しない。

(省エネ対策サポート事業者の登録等)

第 3 条 公社は、ビジネス事業者の中から本事業への参加を希望する事業者を募集

- する。
- 2 本事業への参加を希望するビジネス事業者は、公社が別に定める期間内に、省エネ対策サポート事業者登録申請書（第1号様式）を公社へ提出しなければならない。
 - 3 公社は、ビジネス事業者から前項の規定による申請書の提出を受けた場合、第1号様式別表-1、別表-2の内容から事業内容や実績等を総合的に判断して、公社が適切と認めた当該ビジネス事業者を省エネ対策サポート事業者として登録する。
 - 4 公社は、前項の規定による登録をした時は、サポート実施事業者登録通知書（第2号様式）により当該ビジネス事業者へ通知するとともに、公社のホームページにおいて公表する。
 - 5 第3項の登録の有効期限は、公社が別に定める。
 - 6 公社は、第3項の規定により登録されたサポート実施事業者が、正当な理由なく本事業を履行しない場合は、同項の登録を抹消することができる。

(対象事業者の要件)

- 第4条 対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす事業所（以下「対象事業所」という。）を所有又は使用する者とする。
- 一 東京都内において所有又は使用する事業所であること。
 - 二 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所であること。
 - 三 過去3年以内に省エネルギーに係る診断等を実施していない事業所であること。ただし、省エネ診断受診後に大規模な改修があった場合など、前回の診断時と比較して事業所における省エネ対策の状況が大きく変化したと認められる場合はこの限りではない。
 - 四 国又は地方公共団体並びに主たる出資者若しくは出えん者が国、地方公共団体でないこと。
 - 五 公社に対し、第5条に規定する省エネコンサルティングの申込時に都及び公社が今後の中小規模事業所に対する支援策等の検討に活用することに同意する者であること。
 - 六 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）

ウ 法人その他の団体の代表者役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

(申込み)

第5条 省エネコンサルティングを希望する者は、公社が別に定める期間内に、公社に対し省エネコンサルティング事業申込書（第3号様式）を提出するものとする。

2 前項の省エネコンサルティング事業申込書を提出する場合、同一年度において、一つの対象事業者につき5事業所を提出の単位とする。ただし申請受付状況により、この限りではない。

3 第1項の省エネコンサル事業申込書の提出をした者は、公社に、事業所の主用途、規模、年間エネルギー使用量等の情報を提供するものとする。また、当該情報を省エネ対策サポート事業者に対して提供することについて、省エネコンサルティング事業申込書の同意事項の確認により、同意しなければならない。

4 対象事業者は、公社が別に定める事前調査書を速やかに記入し、提出する。

5 申込者について原則、本事業の実施を希望する事業所の所有者又は使用者が申込者となっていること。ただし、申込書の提出については、連絡窓口となる者（建物管理会社、コンサルタント（中小企業診断士等）、指図権者（信託物件）等。以下「手続代行者」という。）が行うことができる。

(手続代行者の責務)

第6条 手続代行者は、本要領に係る全ての要件を理解し、事業所の所有者又は使用者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。また、申込等に関する同意事項及び注意事項についても、事業所の所有者又は使用者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施するものとする。

2 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う申込について調査を実施し、手続代行者が本要領の規定に従って申請を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

3 手続代行者は、次に掲げる各号に該当しないものであることとする。

ア 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）

ウ 法人その他の団体の代表者役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

(省エネ対策サポート事業者への意向確認)

第7条 公社は、対象事業者から申し込みがあった場合、省エネ対策サポート事業者に意向を確認する。

- 2 当該確認に当たっては、対象事業者の事業所の所在地、建物用途、年間エネルギー使用量等の情報を提供する。
- 3 省エネ対策サポート事業者は、前項による情報提供を受けた日を含む営業日3日以内に、公社に意向を回答するものとする。
- 4 省エネ対策サポート事業者は、意向確認で辞退する場合は、辞退理由を公社に報告するものとする。

(省エネ対策サポート事業者の選定)

第8条 前条第1項による意向確認は、公社が総合的に判断し省エネ対策サポート事業者の公平性を担保して依頼し、意向確認の回答をもって決定するものとする。

(省エネコンサルティングの実施)

第9条 公社は、対象事業者に対して事前調査書の記入と提出を依頼する。

- 2 公社は、事前調査書を省エネ対策サポート事業者に情報を共有する。
- 3 省エネ対策サポート事業者は、対象事業者と省エネコンサルティングの日程を調整し、日程確定後、速やかに公社に報告する。
- 4 省エネ対策サポート事業者は、対象事業者の事業所に専門家2名以上を派遣する。
- 5 現地調査は、4時間程度とする。
- 6 現地調査の内容は、ヒアリング、現地確認、結果速報とする。
- 7 対象事業者は、省エネ対策サポート事業者が実施する現地調査（設備機器の図面、運転管理記録簿の提出、建物の設備機械室等の案内、設備機器運転者との協議、エネルギーの使用に関する情報提供等）に協力しなければならない。

(省エネコンサルティング報告書の作成)

第10条 省エネ対策サポート事業者は、省エネコンサルティング報告書を作成する。

- 2 報告書は、現地調査日から営業日14日以内に公社に提出し、審査・承認を得るものとする。
- 3 省エネ対策サポート事業者は、報告書の内容に関する質問や修正等の指摘事項

に速やかに対応する。

- 4 報告書の審査・承認後でも補助金等の申請で報告書の修正が必要と判断した場合には、対応するものとする。

(報告書の審査・承認後の提出)

- 第11条 省エネ対策サポート事業者は、公社から承認を得た後、対象事業者にメール等で省エネ診断報告書を送付する。
- 2 省エネ対策サポート事業者は、省エネ診断報告書を公社にメールで提出する。

(運用改善技術支援の申込み)

- 第12条 対象事業者は、省エネコンサルティング報告書の運用改善提案に対する支援を希望する場合、公社に対し運用改善技術支援事業申込書（第4号様式）を提出するものとする。
- 2 運用改善技術支援の項目は、対象事業者と省エネ対策サポート事業者で調整し、運用改善技術支援事業申込書に記入のうえ、公社に提出する。
- 3 運用改善技術支援は、対象事業者の事業所で一緒に取り組む内容及び提案とし、説明だけの実施は認めないものとする。
- 4 省エネ対策サポート事業者は、対象事業者と運用改善技術支援の日程を調整し、日程確定後、速やかに公社に報告する。なお、実施日については、省エネコンサルティングと同日の実施を可能とし、その場合においては、公社が別途定める方法で報告すること。

(運用改善技術支援における省エネ対策サポート事業者の選定)

- 第13条 省エネ対策サポート事業者は、対象事業者に対して省エネコンサルティングを実施した省エネ対策サポート事業者が実施するものとする。

(運用改善技術支援の実施)

- 第14条 省エネ対策サポート事業者は、運用改善技術支援実施の営業日7日前迄に運用改善プログラムを作成し、公社に提出し承認を得るものとする。なお、運用改善技術支援を省エネコンサルティングと同日に実施する場合、運用改善プログラムの作成は不要とする。
- 2 省エネ対策サポート事業者は、運用改善プログラムに基づき、対象事業者の事業所で実施する。なお、運用改善技術支援を省エネコンサルティングと同日に実施する場合、省エネコンサルティングの結果に基づき、対象事業者の事業所で実

施する。

- 3 照度計や温湿度計、電流計等の計測器の使用を可とする。

(運用改善技術指導実施結果報告書の作成)

第15条 省エネ対策サポート事業者は、運用改善技術指導実施結果報告書を作成する。

- 2 報告書は、実施日から営業日5日以内に公社に提出するものとし、参考資料として作成した運用改善プログラムを添付すること。なお、同日に実施した場合、省エネコンサルティング報告書と同時に提出すること。
- 3 報告書は、公社の審査・承認を得るものとする。
- 4 省エネ対策サポート事業者は、報告書の内容に関する質問や修正等の指摘事項に速やかに対応する。

(省エネコンサルティング事業の中止)

第16条 対象事業者は、省エネコンサルティング事業の中止を希望する場合、省エネコンサルティング事業中止届(第5号様式)を公社に届け出るものとする。

(対象事業者と省エネ対策サポート事業者の継続的な支援等)

第17条 対象事業者が、省エネ対策サポート事業者による継続的なサポートを希望する場合には、両者合意のうえで契約を締結することができる。なお、履行上の疑義が生じた場合は、当事者間で解決することとし、都及び公社は関与しない。

(助言及び指導等)

第18条 都及び公社は、本事業の適切な執行のため、対象事業者又は省エネ対策サポート事業者に対し、必要な助言及び指導等を行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第19条 公社は、本事業の実施に関して知り得た対象事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業に必要な範囲において使用し、都に提供するほか、都が行う中小規模事業所等に対する支援策等に関する目的にのみ使用することができる。

- 2 前項、法令又は条例に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た対象事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

3 省エネ対策サポート事業者は、本事業の実施に関して知り得た対象事業者の個人情報等について、本事業外に使用してはならない。

(その他必要な事項)

第20条 この要領に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則

本運営要領は、令和5年4月13日から適用する。

附 則

本運営要領は、令和6年4月9日から適用する。

附 則

本運営要領は、令和6年10月23日から適用する。

附 則

本運営要領は、令和7年4月11日から適用する。

附 則

本運営要領は、令和8年4月10日から適用する。